

○学校法人金沢工業大学情報公開及び開示に関する規程

(令和2年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）が、学校法人としての公共性にかんがみ、社会に対する説明責任を果たすために、本法人が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、本法人が保有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規程に定める閲覧の手續に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(公開する情報の範囲及びその方法)

第3条 本法人は、次の各号に規定する情報を広く社会に公開する。

- (1) 本法人の基本情報
 - ア 建学の精神及び理念
 - イ 組織倫理及び行動規範
 - ウ 沿革
 - エ 寄附行為
 - オ 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。)
 - カ 役員の報酬等の支給の基準に関する情報
- (2) 本法人の経営及び財務に関する情報
 - ア 事業報告書
 - イ 財務諸表
 - a 貸借対照表
 - b 収支計算書
 - c 財産目録
 - ウ 監査の状況
 - a 監事の監査報告書
 - b 公認会計士又は監査法人による監査報告書
- (3) 本法人が設置する学校の教育研究に関する情報
 - ア 教育研究の構成・目的・取組み
 - a 建学綱領及び教育目標
 - b 学部、研究科、学科等の構成
 - c 学部、研究科、学科等の人材養成の目的及び教育目標

- d 学部、研究科、学科等で修得する知識・能力
- e 研究所の構成、概要及び研究目的
- f 学則
- イ 学事運営組織
 - a 学事運営組織の構成及び機能
 - b 教育・学習支援組織の構成及び機能
- ウ 教職員状況
 - a 教員組織の構成及び学位取得の状況
 - b 教員の経歴及び研究業績
 - c 職員組織の構成
- エ 志願者・在学者・卒業者の状況
 - a 学部、研究科、学科等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - b 学部、研究科、学科等の志願者及び入学者状況
 - c 学部、研究科、学科等の在学者状況
 - d 表彰制度の概要及び状況
 - e 奨学制度の概要及び状況
 - f 卒業者の進路状況
- オ 教育課程
 - a 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - b 教育課程の特色
 - c 優れた教育プログラムの選定状況
 - d 授業科目及びシラバス
 - e 成績評価の方法
 - f 授業アンケート結果
 - g 他大学等との連携及び単位互換の状況
- カ 学修成果の評価及び卒業又は修了の認定
 - a 学修成果の評価方法
 - b 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - c 卒業、修了及び進級の認定要件
 - d 学位の種類、分野及び学位に付記する専攻分野の名称
- キ 研究成果
 - a 研究資金の導入状況
 - b 学術論文等の件数及び特許出願件数
 - c 研究支援組織の構成及び概要
 - d 研究者の行動規範及び研究倫理に関する規則等
 - e 発明、知的所有権に関する規則等
- ク 教育研究環境

- a 校地、校舎等の施設の概要
 - b 厚生補導施設の概要
 - ケ 学校納入金
 - a 入学金、授業料その他の学校が徴収する費用
 - コ 学生生活支援制度
 - a 教育、研究及び学内業務の補助員の斡旋制度の概要及び状況
 - b 寮・下宿の斡旋制度の概要
 - サ 学生の課外活動及び課外学習
 - a 学生団体の概要及び活動状況
 - b 課外学習プログラムの概要
 - c 学生プロジェクトの概要
 - (4) 自己点検・評価に関する情報
 - ア 自己点検・評価報告書
 - (5) 第三者評価に関する情報
 - ア 文部科学大臣認証評価機関による評価
 - イ 日本技術者教育認定機構による評価
 - ウ その他の機関による評価
 - (6) 法令により公開しなければならない情報
 - (7) 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められるものと理事会が承認した情報
- 2 前項各号に定める情報の公開は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。
- (開示する書類及び閲覧)
- 第4条** 本法人は、学校法人金沢工業大学寄附行為及び次の各号に規定する書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。
- (1) 財産目録
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 収支計算書
 - (4) 事業報告書
 - (5) 監査報告書
 - (6) 役員等名簿
 - (7) 役員報酬等規則
- 2 前項各号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

(非公開・非開示情報)

第5条 本法人は、次の各号に規定する情報は公開又は開示しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 本法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって、当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - イ 法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。
- (4) 本法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(閲覧の申請手続)

第6条 第4条第1項に規定する書類を閲覧しようとする者は、本人確認書類を提示するとともに、所定の書類閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、本法人に提出しなければならない。

2 前項の申請は、本法人の就業日の執務時間内に行わなければならない。ただし、本法人の創立記念日（6月1日）を除く。

(閲覧申請の拒絶等)

第7条 本法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧の申請を拒絶することができる。

- (1) 前条第2項の規定に基づかない申請がなされた場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的で申請がなされた場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる申請がなされた場合
- (4) 本法人が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合
- (5) その他この規程に定める手続に違反した申請がなされた場合

(閲覧の場所及び時間)

第8条 閲覧を行う場所は、「石川県野々市市扇が丘7番1号 学校法人金沢工業大学 法人本部内」とする。

- 2 閲覧の時間は、本法人の就業日の午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時まで、及び土曜日並びに本法人の創立記念日（6月1日）を除く。
- 3 本法人は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧の停止又は禁止）

第9条 本法人は、書類を閲覧し又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 本法人の指示に従わなかったとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) この規程に違反したとき。

（禁止行為）

第10条 閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧の場所以外の場所に持ち出してはならない。

- 2 閲覧する者は、書類をコピー又は撮影してはならない。

（実施細則）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、学校法人金沢工業大学書類閲覧規程（平成17年4月1日施行）及び学校法人金沢工業大学情報公開規程（平成23年4月1日施行）は廃止する。